

中央学院大学研究倫理委員会規程

(平成28年2月16日制定)

(目的)

第1条 中央学院大学研究倫理規程（以下、「研究倫理規程」という。）第12条第5項に則り、研究者等による不正行為を防止するため、中央学院大学研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 研究倫理規程第12条に定める責務に関する事項
- (2) 研究倫理規程の運用、解釈に関する事項
- (3) 研究倫理規程の改廃に関する事項
- (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (5) その他必要な事項

(任務)

第3条 委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 委員会は、研究者等に研究倫理についての教育及び研修を定期的に行い、研究倫理意識の向上を図るものとする。
- (2) 委員会は、研究倫理についての国内外における情報を収集し、研究者等に対して周知するとともに、必要があると認められるときは、適切な指導及び助言を行うものとする。
- (3) 委員会は、研究倫理規程第12条第3項の苦情、相談等に対応するものとする。
- (4) 委員会は、研究者等の重大な規程違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。
- (5) 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

(構成)

第4条 委員会には、委員長、副委員長および委員によって組織し、学長が委嘱する。

- 2 委員長は研究科長又は学部長とし、学長が指名する。委員長は委員会の業務を統括し、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者となる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を行う。
- 4 委員会は、次の者でもって構成する。
 - (1) 大学院研究科長
 - (2) 各学部長
 - (3) 学術研究について専門知識を有する者 1名
 - (4) 学術研究における行動規範について専門知識を有する者 1名
 - (5) 法律の知識を有する者 1名

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。

3 前項に関わらず、第3条第1項第4号に規定する「重大な違反行為」に関する議事は、委員の3分の2以上で決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び相談員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に漏洩してはならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、社会連携・研究支援室が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が決定する。

附則

1 この規程は、平成28年2月16日から施行する。

2 令和2年10月29日一部改正。改正後のこの規程は、令和2年10月1日から施行する。